

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられた。これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当する。

## 歳入歳出予算

## 歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
6款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	258,581
計				258,581

## 歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分) 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	287,587	90,014		197,573	197,573
		4目 障害者福祉費	133,228	30,844	4,353	98,031	98,031
		5目 老人福祉費	766,983	73,294	11,742	681,947	681,947
		7目 障害者自立支援費	372,471	266,265		106,206	106,206
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	610,770	522,155		88,615	88,615
		3目 母子福祉費	234,033	59,462	10,103	164,468	164,468
		7目 児童発達支援費	86,323	57,211		29,112	29,112
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	4,666	217		4,449	4,449
計			2,496,061	1,099,462	26,198	1,370,401	1,370,401

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費